

いじめ防止基本方針

本校では、校訓「徳を以て仁を行う」により、思いやりの心と規律を身に付け、行動できる児童の育成を図っている。また、「あいづっこ宣言」に込められた思いを理解し、「思いやり」と「ならぬことはならぬ」という規範意識を身に付け高めながら、共助・協働、コミュニケーションの力を育てている。

児童の健全な成長に向け、他とのかかわりを重視する立場を重視し、いじめは重大な人権侵害であり、いかなる理由があろうと絶対に許されるものではないという認識のもとに、ここに学校いじめ防止基本方針を定める。

いじめは、その子どもの将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、子どもの健全な成長に多大なる影響を及ぼすもので、まさに人権に関わる重大な問題である。

全教職員が、いじめることはもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりすることは絶対に許されないという毅然とした姿勢で、どんな些細なことでも必ず親身になって相談に応じる事が大切である。そして、そのことがいじめの発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さないという意識を児童自身にも育てることになる。

学校として教育活動の全てにおいて、生命や人権を大切にする精神を貫き、教職員自らが、児童一人一人を多様な個性を持つかけがえのない存在として尊重し、児童の人格のすこやかな発達を支援するという児童観、教育観に立って指導することを基本とする。



平成26年3月12日 策定
令和2年 4月24日 改訂

会津若松市立行仁小学校

1 いじめの防止基本方針

(1) 基本理念

- ① いじめの未然防止にあたっては、一人ひとりが、校訓「徳を以て仁を行う」及び「あいづっこ宣言」に込められた思いを理解し、「思いやり」と「ならぬことはならぬ」という規範意識を身に付け、その実践に努める。
- ② いじめは「どの学校でも、どの子にも起こりうる」という認識のもと、早期発見及び即時対応、早期解消に努める。
- ③ いじめは、卑怯で、かつ、絶対に許されない行為であるという考えを基本とし、関係機関の協力の下、根絶を目指す。
- ④ 校訓「徳を以て仁を行う」を実践し、思いやりや相手の立場を尊重する気持ちを育む。

(2) 定義

いじめは、児童等に対して、同じ学校に在籍するなど一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

① 具体的ないじめの態様

- 理由もなくいじわるなことをされる。
- 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- 金品をたかられる。
- 金品等を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。等

② いじめに対する教員の基本認識

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童の立場に立つこと。たとえいじめられても、本人がそれを否定する場合もあることを踏まえ、当該児童の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認すること。また、いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、学校におけるいじめ防止対策の組織を活用して行う。

さらに、いじめ防止基本方針にもとづく取り組みの実施状況を学校評価の評価項目に位置づけ、必要に応じて見直しを図る（PDCAを機能させる）。

<いじめに対して教員がもつべき基本認識>

- いじめはどの児童にも、どの学校にも起こりうるものであること。
- いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではないこと。
- いじめは大人が気づきにくい所で行われることが多く、発見しにくいこと。
- いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っていること。
- いじめは、内容によって暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触すること。
- いじめは教職員の児童観や指導の在り方が問われる問題であること。
- いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりを持っていること。
- いじめは学校、家庭、地域社会等全ての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべきものであること。

2 いじめ防止等に関する措置

本校の教育目標である「心豊かでたくましい子」や校訓「徳を以て仁を行う」を目指すとともに、弱いものいじめや卑怯なふるまいをしない、見過ごさないことに組織的に取り組む。また、いじめ防止のための諸策を共有する。

(1) いじめの未然防止に関すること

- ① 児童が、周囲の友人や教職員と信頼関係を構築し、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加し、活躍できるようにする。
- ② 児童同士、児童と教職員のよりよい人間関係を醸成する。
- ③ いじめの態様や特質、原因と背景、具体的な指導上の留意点などについて、教職員の共通理解を図るとともに、児童に対しても、日常的にいじめの問題についてふれながら、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気や学校全体で醸成する。
- ④ 学校教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、体験活動、ボランティア活動、読書活動などの様々な活動の推進、生徒指導の充実を図りながら、児童等の人間性や社会性を育むとともに、お互いの人格を尊重する態度を養う。
- ⑤ いじめの加害の背景には、勉強や人間関係等のストレスが深く関わっていることを踏まえ、児童一人ひとりを大切にしたりわかりやすい授業づくりを進める。
- ⑥ 学校の教育活動全体を通じ、児童等が活躍し、他者の役に立っていると感じ取ることのできる機会を全ての児童に提供し、児童の自己有用感が高められるように努める。また、保護者や地域の人々の協力も得る。
- ⑦ 教職員の不適切な認識や言動、差別的な態度や言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう指導のあり方に細心の注意を払う。
- ⑧ いじめは重大な人権侵害であることを踏まえ、特に配慮が必要な児童に関しては、その特性に応じた適切な支援を行うとともに、保護者との連携や周囲の児童に対する指導を組織的に行う。
 - 発達障がいを含む障がいのある児童
 - 帰国子女や外国の児童、国際結婚の保護者等外国につながる児童
 - 性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童
 - 東日本大震災により被災した、また、原子力発電所事故により避難している児童
 - 新型コロナウイルス感染にかかる差別や偏見につながる児童

(2) いじめ未然防止の具体的実践事項

【いじめをしない、させない資質・能力、態度の育成】

人権教育・学校行事の充実、読書活動・体験活動などの推進により、児童の社会性を育む機会を設け、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を養う。

- ① 自己肯定感・友達肯定感を高める（行仁キラリタイム）
- ② 社会性（きまりを守る態度、自律心）を育む

また、自他の意見の相違があっても、互いを認め合いながら建設的に調整し、解決していける力や自分の行動が相手や周りにどのような影響を与えるかを判断して行動できる力など、児童が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てる。

- ③ 共助・協働の力、コミュニケーション能力を育む（教育力を持った学級集団づくり）

- ④ 役割取得能力（共感能力）を育む
- ⑤ 情報モラル教育を推進する

【指導にあたって】

- ① わかる・できる授業づくり
いじめ加害の背景には、勉強や人間関係等のストレスが関わっていることを踏まえ、授業についていけない焦り劣等感などを生まないように、生徒指導の機能を活かした授業づくりを行う。
 - ② 教育力のある学級集団づくり
学年・学級やクラブ活動等における人間関係を把握して、一人一人が活躍できる集団づくりを行う。
 - ③ ソーシャルスキルトレーニングの実施
相手を尊重した言動を身に付けるとともに、ストレスを感じた場合は、それを他人にぶつけるのではなく、ストレスに適切に対処できる力を育む。
 - ④ 職員の不適切な認識や言動が、児童を傷つけたり、児童によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方には細心の注意を払う。
- (3) いじめの早期発見及び早期解消に関すること
- ① ささいな兆候であってもいじめではないかとの疑いを持って、いじめの積極的な認知に努める。
 - ② 日頃からの児童の見守りや信頼関係の構築し、変化や危険信号を見逃さないようにする。
 - ③ いじめを早期発見するために、定期的な調査を次のとおり実施する。
 - 児童対象いじめアンケート調査 年2回（6月・11月）
 - QUアンケート（5.6年生対象）年2回（5月・11月）
 - 保護者個別懇談 年1回（11月～12月）
 - 教育相談（児童） 随時
- (4) 相談体制の整備に関すること
児童及び保護者がいじめに係る相談を行うことができるようにする。
- ① スクールカウンセラーの活用
 - ② いじめ相談体制と周知
 - ・ 校内相談体制の整備 【窓口：担任、生徒指導主事、養護教諭等】
 - ・ スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの活用
 - ・ 県教委ダイヤル SOS （Tel 0120-45-3141）
 - ・ 「福島24時間いじめSOS」 （Tel 0120-916-024）
 - ・ 「チャイルドライン」 （Tel 0120-99-7777）
 - ・ 県警察本部いじめ110番 （Tel 0120-795-110）
 - ・ 会津若松警察署 （Tel 0242-22-5454）
 - ・ 子どもの悩み相談フリーダイヤル（0120-7285-25）
- (5) インターネットを通じて行われるいじめに対する措置
インターネットを通じて行われるいじめは、重大な人権侵害に当たり、被害者等に深刻な傷を与えかねない行為であることを、児童等に対し具体的に理解せるため、情報モラル等に関する教育の推進に努める。また、保護者に対しても、インターネットを通じて行われるいじめの現状や対策について周知する。
- (6) 研修の実施
いじめ防止等のための対策に関する研修を年間計画に位置付けて実施し、いじめの防止等に関する職員の資質向上を図る。
- (7) いじめ防止等の対策のための組織の設置

いじめ防止対策委員会を設置し、「いじめ根絶チーム」をより機能的な組織となるよう改善を図る。

3 いじめに対する措置

- (1) いじめの発見に係る通報を受けた場合は、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織で対応し、いじめを受けた児童等を守り通すとともに、いじめを行った児童に対しては、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。
- (2) 教職員全体で情報を共有するとともに、いじめ防止対策委員会が中心となり、事実の有無を確認する。
- (3) いじめの事実確認の結果は、校長が責任を持って教育委員会に報告し、いじめを受けた児童の保護者及びいじめを行った児童の保護者へ連絡する。
- (4) いじめが犯罪行為に当たると認められる場合には、警察と連携して対処する。
- (5) いじめを受けた児童及びその保護者に対して支援を行う。
 - ① いじめを受けた児童の側に立ち、「あなたが悪いのではない」ことをはっきり伝え、自尊感情を高めるよう留意する。
 - ② 個人情報の取り扱い、プライバシーに十分留意する。
 - ③ 事実確認をしたら、速やかに家庭訪問等を行い、保護者へ事実関係を伝える。
 - ④ いじめを受けた児童を徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝えられる限り不安を取り除く。
 - ⑤ いじめを受けた児童に寄り添える体制づくりを行う。
 - ⑥ いじめを受けた児童の状態に合わせて継続的なケアを行う。
- (6) いじめを行った児童への指導又はその保護者への助言に留意する。
 - ① いじめの事実が確認された場合、いじめをやめさせるために必要な措置を講じる。
 - ② SC など外部専門家の協力を得て再発防止の措置を講じる。
 - ③ いじめの事実に対する保護者の理解を得た上で、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう協力を求める。
 - ④ いじめを行った児童の指導にあたっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、行為の責任を自覚させる。
 - ⑤ いじめを行った児童の抱える問題などのいじめの背景にも目を向け、安全安心、健全な人格の発達に配慮する。
 - ⑥ 個人情報の取扱い等、プライバシーには十分留意する。
 - ⑦ 必要な場合に懲戒を加えることも考えられるが、いじめを行った児童が自らの悪質性を理解し、健全な人間関係を育むことができるよう教育的な配慮を行う。
- (7) いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として捉えさせ、いじめを止めさせることができなくても、誰かに知らせる勇気を持つように指導する。
- (8) いじめの解消とは、謝罪のみで終わるものではないことを十分に理解し、双方の当事者や周りの者全員を含む集団が好ましい集団生活を取り戻すことができるよう配慮する。
- (9) いじめが「解消している」状態とは、以下の3つの要件が満たされていること。
 - ① いじめに係る行為が止んでいること。（少なくとも3か月を目安）
 - ② 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと。（本人及び保護者の面談）
 - ③ 再発する可能性が十分にあることを踏まえ、日常的に注意深く観察すること。

4 重大事態への対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余

儀なくされている疑いがある場合、又は、児童や保護者から「いじめられて重大な事態に至った」という申立てがあった場合は、次の対応を行う。

- (1) 重大事案が発生した旨を、直ちに市教育委員会に報告する。
- (2) 市教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- (3) 上記組織を中心として、事実関係を明確にする調査を実施する。
- ※ 重大事態の調査にあたっては、文部科学省が策定した「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」に留意し、対応する。
- (4) 上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。
- (5) 調査の結果を踏まえ、市教育委員会と連携して対応又は再発防止に努める。
- (6) 上記報告を受けた場合、迅速に誠意を持って対応していくように努める。

5 いじめ問題に取り組むための組織

(1) 校内における組織

いじめの防止等を実効的に行うため、次の機能を担う「いじめ防止対策委員会」（生徒指導委員会）を設置する。

< 構成員 >

校長、教頭、生徒指導主事、養護教諭、学年主任、（スクールカウンセラー）

- ◎ いじめ事案の状況に応じて、警察（生活安全課）又は警察官経験者（スクールサポーター）の協力を得る。

< 活 動 >

- ①いじめ防止に関すること
- ②いじめの早期発見に関すること（アンケート調査、教育相談等）
- ③いじめ事案に対する対応に関すること
- ④ケース会議

< 開 催 >

学期1回を定例会とし、いじめ事案発生時は緊急開催とする。

- 上記以外に、職員協議会を月に1回、生徒指導協議会を年3回（5月、9月、2月）に開催し、全教職員で配慮を要する児童について、現状や指導について情報交換及び共通理解を図る。
- いじめ防止対策委員会において、基本方針が適切に機能しているかについて点検し、必要に応じて見直しを図る。

< 年間計画 >

学期	月	場	内 容	対 象
1	4月	職員会議	いじめ防止対策基本方針の確認	教職員
		保護者全体会	本校の「いじめ」に対する基本方針の説明	保護者
		家庭訪問	いじめ把握・相談	保護者
	5月	生徒指導協議会	配慮を要する児童について、現状や指導の情報交換と共通理解	教職員
		アンケート①	QUテスト①	児 童

		校内研修	ソーシャルスキルトレーニングや QUテストに関する研修	教職員
	6月	アンケート②	いじめに関するアンケート	児 童
		懇談会	人権擁護委員との懇談	管理職者
2	8月	校内研修	Q-Uテストの結果をふまえた、 学級経営についての研修	教職員
	11月	人権教室	人権擁護委員による講話	5, 6年生
		アンケート③④	いじめに関するアンケート、QU テスト②	児 童
		教育相談（定期）	教育相談の計画的な実施により、 児童理解を深める	児 童
	12月	個別懇談会	いじめ把握・相談	保護者
3	1月	学級活動	自分のよさ・友達のよさ	3, 4年生
その他	毎月曜	全校集会	校長による講話	児 童
	随時	道徳の授業	他人を尊重することをねらいとし た道徳授業	児 童
	毎月	生徒指導協議会	各学年・学級の状況報告・情報共 有	教職員
	随時	SC相談	スクールカウンセラーとの面談	児童・保護 者
	各学期	学級活動	行仁タイム（教育力を持った学級 集団づくり）	児 童
	毎日	帰りの会	行仁キラリタイム（よさの伝え合 い）	児 童

(2) 校外における組織

- ① 中学校区内 PTA 連絡協議会：年 1 回開催し、学区内の情報交換や啓発活動を行う。
- ② 会津若松地区小学校生徒指導協議会：年 4 回開催し、情報交換や連携を図る。

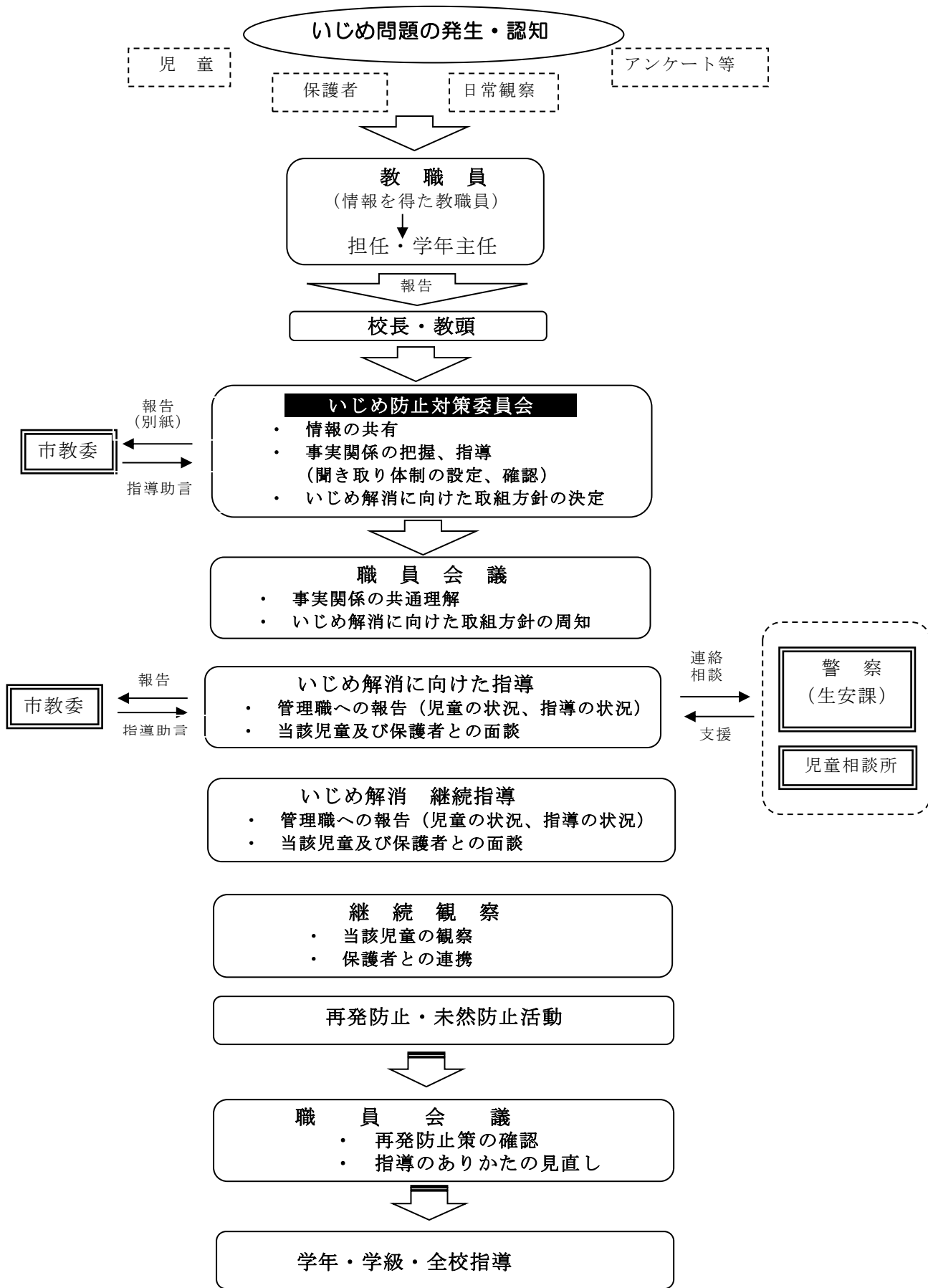
6 その他

- (1) いじめの見過ごしや隠蔽をせず、いじめの実態把握及び迅速な対応が図れるように、次の点を学校評価の項目に加え、適切に自校の取組を評価する。
○学校は、いじめ防止に向けて、啓発運動や状況調査など積極的に取り組んでいる。
- (2) より実効性の高い取組を実施するため、本方針は必要に応じて見直す。
- (3) 本方針を全職員が実践していくため、年度当初の職員会議で周知徹底を図るようにする。

いじめ発生時の対応

1 組織対応フローチャート

※ いじめ情報を抱え込み、組織に報告しないことは、法の規定に違反することである。



2 具体的対応

- いじめ事案を認知した場合、生徒指導主事を中心に、速やかに事実の有無を確認する。
- いじめの事実が確認された場合は、速やかに「いじめ防止対策委員会」を開き、以下のような対応を基本とし、個別事案に即した対応を迅速、的確に行っていく。
 - ・ いじめをやめさせる。
 - ・ 被害児童及びその保護者に対しては、面談を通して、「当該児童を絶対に守り切る」という学校の意思を伝えるとともに、以後の対応について十分説明し了承を得る。
 - ・ 加害児童及びその保護者に対しては、いじめの非に気づかせ、被害者への謝罪の気持ちを醸成する。
 - ・ 「観衆」「傍観者」の児童に対しては、教室全体にいじめを許容しない雰囲気をつくることの大切さを指導するとともに、傍観者の中からいじめを抑止する「仲裁者」が現れるような学級経営に努める。
- 対応にあたって、一面的な解釈で対処しないこと、プライバシーを守ること、迅速に市教育委員会並びに保護者に報告・連絡をすること、教育的配慮のもとでのケアや指導を行うことに十分留意していく。
- いじめ終息の判断を安易にせず、当該児童・保護者の心情に寄り添いながら、継続して状況を観察し、指導に努める。
- いじめの解消は、「いじめの行為がやむ」「心身の苦痛を感じない」が要件となる。

3 関係機関との連携

※ 重大事態には、文部科学省において策定した「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」に留意する。

(1) 教育委員会との連携

- 学校において深刻ないじめを把握した場合には、学校で抱え込むことなく、速やかに監督官である会津若松市教育委員会に報告をし、問題の解決に向けて指導助言等の必要な支援を受ける。
- 解決が困難な事案については、教育委員会の指導のもと、必要に応じて警察や福祉関係者等の関係機関や弁護士等の専門家を交えて対策を協議し、早期の解決を目指す。

(2) 出席停止等の措置について

- 他の児童の心身の安全が保障されないなどの恐れがある場合については、いじめ対策生徒指導委員会で協議の上、校長が出席停止等の懲戒処分の措置をとる。
- 出席停止の制度は、本人の懲戒という観点からだけではなく、学校の秩序を維持し他の児童の教育を受ける権利を保障するという観点から設ける事であることを本人並びにその保護者に十分説明し理解を得ていく。
- いじめられた児童の心身の安全が脅かされる場合等、いじめられた児童をいじめから守りぬく体制を継続してとっていく。

(3) 警察等との連携について

- 学校でのいじめが暴力行為や恐喝など、犯罪と認められる事案に関しては、会津若松市教育委員会の指導のもと、速やかに会津若松警察署や児童相談所等に相談し、連携しながら対応していく。

取扱注意

いじめに関する報告書

※ 各欄に必要事項を記入するとともに、選択事項に該当する□をチェックしてください。

園・学校名	会津若松市立行仁小学校	
幼児児童生徒	ふりがな 氏名	年 組 (歳) 男 ・ 女
いじめの内容	誰から	
	いつから	
	頻 度	<input type="checkbox"/> ほぼ毎日 <input type="checkbox"/> 週2～3回 <input type="checkbox"/> 時々 <input type="checkbox"/> 1～2回 <input type="checkbox"/> その他
	どのように (複数回答可)	<input type="checkbox"/> 悪口・陰口・冷やかす・からかい・嫌なことを言う (「死ぬ」) <input type="checkbox"/> 仲間はずれや集団による無視 <input type="checkbox"/> 金品をたかられる <input type="checkbox"/> 軽くぶつかる, 遊ぶふりで叩く・蹴る <input type="checkbox"/> ひどくぶたれたり, 叩かれたり, 蹴られたりする <input type="checkbox"/> 金品隠しや盗み <input type="checkbox"/> 嫌なことや恥ずかしいこと危険なことをさせられる (ズボン下け) <input type="checkbox"/> パソコンや携帯での誹謗中傷・悪口 <input type="checkbox"/> その他 ()
いじめ発見の きっかけ (複数回答可)	<input type="checkbox"/> 担任の教師が発見 <input type="checkbox"/> 他の教師からの情報 <input type="checkbox"/> 部活動顧問からの情報 <input type="checkbox"/> 養護教諭からの情報 <input type="checkbox"/> スクールカウンセラー, 相談員等からの情報 <input type="checkbox"/> 保護者からの訴え <input type="checkbox"/> いじめられた児童生徒からの訴え <input type="checkbox"/> 他の生徒からの訴え <input type="checkbox"/> 相談電話や関係機関等からの連絡 <input type="checkbox"/> 全校的な実態調査から <input type="checkbox"/> その他 ()	
学校のいじめ に対する取組 み (複数回答可) <u>※特に効果が あったもの には下線を引 いてください。</u>	<input type="checkbox"/> 職員会議を通じて共通理解を図った <input type="checkbox"/> いじめに関する校内研修を行った。 <input type="checkbox"/> 道徳や特別活動で指導した <input type="checkbox"/> 児童会、生徒会等で児童生徒が主体的にいじめを考え, 人間関係作りを促進した <input type="checkbox"/> 児童・生徒の視野に立った聞き取りやアンケート調査を行い, 実態を把握した <input type="checkbox"/> スクールカウンセラー, SSW, 相談員, 養護教諭等が相談にあたった <input type="checkbox"/> 教育相談の体制を整備した <input type="checkbox"/> ダイヤルSOSや福島いじめSOS 24等相談窓口の周知と広報をした <input type="checkbox"/> 学校のいじめ対応方針や指導計画等を保護者や地域住民に理解を図った <input type="checkbox"/> 地域の関係機関と連携協力した対応を図った。 <input type="checkbox"/> 席替えやグループ替え <input type="checkbox"/> 学級編成替え <input type="checkbox"/> 出席停止 <input type="checkbox"/> 別室での学習 <input type="checkbox"/> その他 ()	
いじめの解消	<input type="checkbox"/> 解消した <input type="checkbox"/> 解消したが経過観察中 <input type="checkbox"/> 解消していないが改善している <input type="checkbox"/> 改善が見られない <input type="checkbox"/> 再発した <input type="checkbox"/> その他 ()	
被害幼児児童 生徒の現状	(通学状況・学習状況・心身状況 等)	
市教育委員会 へ希望する対 応 (複数回答可)	<input type="checkbox"/> スクールカウンセラーの派遣 <input type="checkbox"/> SSWの派遣 <input type="checkbox"/> 学校教育相談員の派遣 <input type="checkbox"/> ダイヤルSOSでの対応 <input type="checkbox"/> 指導主事の派遣 <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> 希望なし	
保護者の考え 要望等	(いじめの認識, 学校の対応への理解, 幼児児童生徒への関わり 等)	
そ の 他		